

## 住民票の写しへの同性パートナーの続柄の記載開始について

品川区では、令和 6 年 4 月に「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会の実現するための条例」を制定し、一人ひとりがその個性を大切にし、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指している。

この度、条例の理念に基づき、区独自の取り組みとして、下記のとおり住民票の写しの「続柄」の表記を「夫(未届)」または「妻(未届)」と記載する運用を開始することにした。

## 記

## 1. 概要

事実婚の場合、住民票の続柄は「夫(未届)」または「妻(未届)」と記載されるが、同性パートナーの続柄は「同居人」と記載される。同性パートナーの申し出に基づき、住民票の写しの続柄を「夫(未届)」または「妻(未届)」と記載して交付する。

## 2. 対象者

以下の全ての条件を満たすものとする。

- ① 住民基本台帳上、同一世帯の同性パートナーであること。
- ② パートナー同士が近親者でないこと。
- ③ 戸籍上の同性間で、住居と生計を共にするパートナーシップ関係であること。
- ④ 区所定の申出書により証明書の続柄変更について申し出があること。
- ⑤ 「東京都パートナーシップ宣誓制度」受理証明書を提示できること。

## 3. 実施方法

- ① パートナー双方が署名の上、所定の申込書を戸籍住民課に提出する。
- ② 戸籍住民課の窓口、郵送またはオンラインで、住民票の写しを請求する。
- ③ 「夫(未届)」または「妻(未届)」と記載された住民票の写しが交付される。

## 4. 留意事項

- (1) 住民票の写し上の「(未届)」に係る記載により、法的効果が生じるものではない。
- (2) 住民票の写しの交付は、戸籍住民課の窓口または郵送・オンライン請求に限られる。(マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付」の利用はできない。)
- (3) 他の行政機関との情報連携において、続柄は「同居人」と通知される。
- (4) 区外転出すると、転出証明書等の続柄は「同居人」と表記される。

## 5. 運用開始日

令和 7 年 10 月 1 日

## 6. 周知方法

広報しながわ(10 月 1 日号)、ホームページ